

米子・境港間の高規格道路 地元懇談会 規約（案）

（名称）

第1条 この会議は、米子・境港間の高規格道路 地元懇談会（以下「本懇談会」という。）と称する。

（目的）

第2条 本懇談会は、米子・境港間の高規格道路の計画の具体化に向け、地元が真に必要なとする高規格道路をあらゆる角度から幅広い検討を行うことを目的とする。

（組織・運営）

第3条 本懇談会は、別紙1に掲げる委員をもって構成する。なお、必要に応じて、本懇談会の承諾を得て委員を追加することができる。

- 2 本懇談会に座長を置き、委員の互選により選出する。
- 3 座長は、本懇談会を代表し、会務を総括する。
- 4 座長は、必要に応じて、本懇談会を招集し、その運営、進行にあたるものとする。
- 5 座長に事故があった場合は、あらかじめ座長が指名した者が座長の職務を代行する。
- 6 座長は、必要に応じて、委員以外の者に出席を要請し、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

（委員の責務）

第4条 委員は、公正かつ公平に意見を述べなければならない。

- 2 委員は、直接又は間接を問わず、特定の利害関係者の意見を代弁してはならない。

（事務局）

第5条 本懇談会の庶務を処理するため、事務局を鳥取県県土整備部道路企画課、米子市都市整備部建設企画課、境港市建設部管理課、日吉津村建設産業課に置く。

事務局は、会議の円滑な運営にあたるとともに、議事録を整理するものとする。

（部会）

第6条 本懇談会は、必要に応じて、特定の事項、課題を調査研究し、調整、協議を行うための部会等を設置することができる。

- 2 部会等の組織、運営については、別途規約を定めるものとする。

（規約の改正）

第7条 本規約の改正は、本懇談会の決議によらなければならない。

（雑則）

第8条 この規約に定めるもののほか、本懇談会の運営に必要な事項は座長が定める。

附 則

この規約は、令和3年10月13日から施行する。

米子・境港間の高規格道路 地元懇談会 委員（第3条関係）

所属・役職	
鳥取大学工学部	桑野 教授
米子商工会議所	長谷川 事務局長
境港商工会議所	庄司 事務局長
米子日吉津商工会	小川 事務長
米子市観光協会	石倉 事務局長
境港観光協会	古橋 事務局長
鳥取県	森田 県土整備部長
鳥取県	吉村 西部総合事務所長
米子市	隠樹 都市整備部長
境港市	灘 建設部長
日吉津村	益田 建設産業課長
境港管理組合	小西 事務局長

事務局	鳥取県 県土整備部 道路企画課
	米子市 都市整備部 建設企画課
	境港市 建設部 管理課
	日吉津村 建設産業課